

「公共事業評価システム研究会」への提言（案）

海岸事業評価手法研究会

当研究会では、貴研究会から昨年 8 月に出された「公共事業評価の基本的な考え方」に基づき、海岸事業における総合的な評価の適用性について検討してきたところである。その試行結果については別添のとおりであるが、以下のような問題点が見受けられると考えている。

・ 評価項目について

- ・ 公共事業の中でも沖ノ鳥島の海岸事業のような国土保全事業は、国家として大項目を超越する概念で整理されるべきものと考えられる。
- ・ 自然環境の評価については、港湾や道路等の人工公物を対象とする事業と、海岸や河川等の自然公物を対象とする事業とでは、自然公物そのものが環境価値を内在していることから、その位置づけが大きく異なっているものと考えられる。例えば、生物の多様性やウミガメ・渡り鳥等の地球規模で移動する生物の評価に関しては、本来、異なる貨幣価値や価値観をもつ国家間での合意に基づき行われるべきものであり、事業効率と同列に総合的な評価の対象とすることはできないと考えられる。
- ・ 海岸事業では、再現確率は極めて低いものの周期的に数万人規模の死者が発生するような津波災害も対象としているため、このような事象について重み付けを行うことは極めて困難であり、事業効率と同列に総合評価の対象とすることはできないと考えられる。

・ 評価項目の体系について

- ・ 海岸事業は、海岸法の目的である「被害からの防護」「海岸環境の整備」「公衆の海岸の適正な利用」に則して実施されるものであり、事業の評価においても、当然、これらの目的に則して行うことが求められていると考えられる。
- ・ しかしながら、今回の評価項目の体系は、「事業効率」を大項目とする一方で、海岸事業の目的である「自然災害の減少」「自然環境の保全」「地域資源の活用（利用）」は、いずれも「波及的影響」の小項目として整理されてしまうため、法律の目的に則した海岸事業に関する適正な評価ができない。
- ・ また、自然環境や自然外力のように、人工公物を対象とする事業とは異なるレベルの不確実性をもつ事象に対して、公平性や緊急性について評価する体系となっていない。
- ・ 事業目的を費用対効果に反映させるためには、波及的影響と費用対効果との二重計上を避けるため、費用対効果に計上可能な項目とそれ以外の項目とを厳密に分離し、計上可能なものについては費用対効果に算入する必要があるが、仮に項目の分離が可能であったとしても、人的損失額の計測手法、環境質の価値等について、相互比較に耐え得るだけの精度と均質性をもった計測手法を定式化することは、現時点では極めて困難である。

・評価点の総合化について

重み（ウェイト）の設定について、その手法については明示されているものの、評価者の正当性の確保、責任の範囲が明確になっていない。

以上の問題点に鑑み、当研究会として、以下の提言を行うものである。

領土・領海の保全と直結する海岸事業については、大項目を超越する概念で整理されなければならない。また、自然公物の特性上、生物多様性や自然環境に関する制約条件や、津波災害のようなカタストロフィックな事態を想定する必要がある。このため、海岸や河川に関しては、総合的な評価による手法に加え、総合的な評価になじまない項目について別途評価する手法を採用する余地を残しておくべきである。

総合的な評価の必要性を否定するものではないが、その評価項目の体系については、論理性、分かりやすさ、実務的な実行可能性、いずれの観点からも、各事業の目的に則した形で整理される必要がある。海岸事業は自然公物を対象としているため、生物多様性等の自然環境への評価とその評価主体の価値観の不確実性、自然外力に対する防災上の不確実性等を考慮する必要があることから、人工公物を対象とする事業と同一の体系で評価することは極めて困難であると考えられる。例えば、大項目の「事業効率」「波及的影響」が不適切であることから、大項目を「事業効果」「公平性・緊急性」「実施環境」とし、「事業効果」の下に中項目として「事業の達成度」及び「費用対効果」を置く体系などが考えられる。

我が国の海岸は、日本三景がいずれも海岸であることに代表されるように、今後とも我が国の重要な資産であることから、積極的に評価していく必要がある。しかしながら、特に自然環境等に関して、事業者の情報蓄積が十分でなく、総合評価に関する実務的な実行可能性について大きな制約となっている。したがって、これらに関する情報の蓄積と、評価手法の研究開発及び標準化の研究を今後とも進める必要があることを明記すべきである。